

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

地域子育て支援拠点事業の実施について（令和7年4月1日こ成環第106号）の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3、4のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 留意事項及び保護者負担

実施要綱5、6（2）のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- （1）神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- （2）神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- （3）神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- （4）歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （5）市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- （1）神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- （2）神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- （3）神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- （4）歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- （5）市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類